

## ◆ 令和8年度 西東京市保育所・地域型保育事業利用案内 ◆

### 1.保育所等利用中の手続きについて

#### (1)家庭状況等の変更手続き

保育所利用中に保護者の方が転職や退職、育休に入る場合など、家庭状況に変更があった場合は「認定変更申請（届出）書兼家庭状況変更届」（書式⑫）（以下「変更届」）に変更事項を記入のうえ、必ず状況変更が生じる日付より前に必ず、幼児教育・保育課へご提出ください。（公立・私立保育所をご利用の場合は、保育園経由で提出が可能です。）

変更届提出後、後日、変更の事由を証明する書類（例えば、転職の場合は就労証明書）の提出をお願いします。必ず変更届を事前に提出いただき、必要書類を追加提出してください。

※認定や保育必要量の変更等は、届出の日より遡っての適用はできません。

#### (2)長期休所

保育所等利用中のお子さん（以下「利用児童」）または保護者の方が、疾病・出産等の理由で1か月以上続けてお休みする場合は、必ず「休所届」を提出してください。

##### ① 休所可能期間

- ・ 利用児童の疾病又は利用児童を伴っての里帰り出産：3か月
- ・ その他の場合：2か月

※ 上記期間を過ぎて休所すると退所（園）になります。

※①の適用除外 災害等特別な事由があると認められる場合があります。ご相談ください。

※利用児童の疾病による長期休所の場合は、医療機関の診断書等の証明書類が必要です。

##### ② 給食費の減免

給食費は保育園ごとに徴収していますので、園のルールに従って手続きしてください。

#### (3)退所

保育園を退所する場合は、退所月の10日までに「保育所等退所届」（書式⑬）を提出してください。

#### (4)市外へ転出

西東京市外へお引越しされる場合は、「保育所等退所届」（書式⑬）を転出する月の10日までに必ずご提出ください。転出後も継続して西東京市の保育所等の利用を希望する場合は、転出先の自治体で転出した月中に継続手続きが必要です。詳しくは幼児教育・保育課までお問合せください。

## (5)育児休業の取得に伴う手続き

### ① 提出書類

- イ 認定変更申請（届出）書兼家庭状況変更届（書式⑫）
- 就労証明書（書式④）又は育児休業取得期間・手当金等受給証明書（書式⑯）
- ハ 教育・保育給付認定証

※ 「イ」及び「ハ」の書類は育児休業の開始前までにご提出ください。

### ② 保育期間

利用児童の保育期間は、育児休業の対象となるお子さん（以下「育休対象児」）が満1歳になる月の月末までとなります。復職することができれば、その間は継続して保育園に通園することができます。ただし、育休対象児が満1歳を迎える月までに保育所等の利用を申し込み、市による利用調整の結果、保育所等の利用ができていない場合は、満1歳6か月を迎える月の月末まで、さらに満1歳6か月を迎える月までに、保育所等が利用できない場合は満2歳を迎える月の月末までとなります（認証保育所等の認可外保育施設に入所している場合を除く）。

この期間を超えて育児休業を取得する場合は退所（園）となります。育休対象児が上記の期間の翌月以降に、利用児童が4歳児又は5歳児クラスに在籍している場合は、利用児童の卒園まで育児休業を取得し続けられる場合のみ、そのまま在園することができます。

### ③ 保育時間

育休中の利用児童の保育必要量は保育短時間となり、保育時間は1日最大8時間となります。

## 2.保育所等利用の注意について

### (1)保育要件について

保育所等でお子さんをお預かりできる時間は、原則、証明書類等で確認できる保育が必要な要件（給付認定事由）の範囲になります。例えば、お仕事の時間以外や、保護者の勤務のない土曜日など、保育の要件（給付認定事由）以外の理由での利用はお断りすることがあります。

### (2)求職活動の場合の保育期間

退職した翌日から数えて90日を迎える月の末日をもって保育実施期間は終了します。保育の必要事由が変更されているにも関わらず、変更手続きが著しく遅滞している、意図的に家庭状況の変更の手続きをしていない等の事実が発覚した際には、保育所等を退所（退園）していくだけほか、保育に要した費用の公費負担を返還していただく場合がありますので、家庭状況の変更については速やかにお手続きください。

### (3)自動車による通園について

西東京市の保育園では、自動車での保育園の送迎は、禁止させていただいております（障害や疾病等の理由で園が特別に許可をした場合を除く）。保育所等には送迎のための駐車場がないほか、近隣の方のご迷惑になる場合があります。既にご理解、ご協力をいただいているところですが、改めて、徒步、自転車又は公共交通機関による送迎をお願いします。

#### (4)災害時等の登園・お迎えの対応について

風水害や地震、またそれに伴う停電や公共交通機関の停止など予想されるときは、安全確保のため、登園の自粛や早めのお迎えをお願いする場合があります。また、警報の発令や鉄道の計画運休等が発表された際には開園時間の短縮や休園の措置をとる場合もありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 3.利用者負担について

#### (1)幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から国制度の幼児教育・保育の無償化の実施により、3歳児クラスから5歳児クラスの利用者負担（保育料）が無償化されました。また、東京都の保育所等利用世帯負担軽減事業の拡充により、令和7年9月から0～2歳児までの利用者負担（保育料）も無償（免除）となりました。

※給食費（3～5歳児クラス）や教材費、延長保育料などの実費については、無償化の対象となりません。

#### <給食費の保育園での徴収について>

令和元年10月からの国の幼児教育・保育の無償化が実施されていますが、3歳～5歳児クラスの給食費は国の無償化の対象となりませんので、各施設ごとに徴収いたします。

金額や徴収の方法につきましては、各施設のルールにてお支払いをお願いします。

#### <給食費の免除について>

以下のいずれかに該当する場合は、給食費の免除対象となります。

- ① 未就学児が保育施設等を3人以上利用しているうちの、3番目以降の子
- ② 年収360万円未満相当〔市民税所得割額57,700円未満（ひとり親等の要保護世帯の場合77,101円未満）〕の世帯。

対象となる世帯につきましては、4月と9月に市から免除決定の通知を送付いたします。

※保育園にて徴収する給食費や延長保育料に未納がある場合、園の運営に影響を与える場合があります。引き続き、期限内のご納付にご協力をお願いいたします。

#### (2)利用者負担階層の決定について

給食費（3～5歳児）や延長保育料の免除対象の決定のために、階層決定（税情報の確認）は引き続き必要になります。階層決定は、世帯の市区町村民税の所得割額の合算額によって算出します。算定に使用する所得割額は、各年度4月～8月については前年度分、9月～3月については当年度分の所得割額です。そのため、毎年度4月と9月に階層の切り替えを行います。

### (3)利用者負担階層の変更

結婚・離婚等による保護者又は世帯員変更、修正申告による住民税額変更等がある場合は、速やかに幼児教育・保育課にご報告ください。

① 保護者変更の場合…保護者又は世帯員変更を確認した月の翌月以降の階層を変更

② 税額変更の場合…変更した税額が影響する月分すべて変更（現年度内に限る）

※ 階層決定時には、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額等の税額控除は控除の対象外です。

※ 要保護者等（ひとり親世帯、身体障害手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者（児）がいる世帯、生活保護受給世帯など）の区分があります。

※ 海外での収入がある場合には、「年間収入申告書・証明書」をご提出ください。課税相当額を推計して算定します。

### (4)給食費・延長保育料の滞納について

市では、給食費等の滞納に対して、納付の公平性を維持し、財源確保するため、督促状の送付や電話・訪問催告、財産調査、差押などの対応を行っています。また、一定以上の未納がある場合、徴収専門部署である債権回収対策係への債権引継ぎを行うほか、入所や転園審査における減点指数の適用を行います。保育園の継続的運営のため、納期内納付にご協力ください。

給食費等のご納付が困難な場合は、幼児教育・保育課までご相談ください。

### ◎サムエル保育園分園、谷戸のびのび保育園分園にご入園の方へ◎

#### <3歳児以降の受入先について>

上記2園は2歳児クラスまでとなり、2歳児クラス卒園年度に注意点があります。

#### ●サムエル保育園分園2歳児クラス

例年11月頃に行う意向調査に基づき、市内の認可保育園（サムエル保育園含む）へ移っていただくことになります。結果のご連絡は、例年2月上旬頃としています。

#### ●谷戸のびのび保育園分園2歳児クラス

意向調査の上、谷戸のびのび保育園の3歳児クラスへ移行となります。他の園を希望する場合は、谷戸のびのび保育園に移行できず、新規申請と同様の手続きが必要となりますので、ご注意ください。